

八街市企業立地促進に関する連携協定書

八街市（以下「甲」という。）と一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会印旛支部（以下「乙」という。）は、八街市内（以下「市内」という。）において工業又は商業の用に供する施設の立地を希望する法人（以下「丙」という。）による企業立地の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携することにより、市内の不動産情報の有効活用及び企業立地を促進し、地域経済の活性化や雇用・移住定住の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）不動産情報 市内に所在する不動産のうち、事業活動の用に供するために売却又は賃貸を予定しているものに関する情報
- （2）会員 乙に加入する事業者
- （3）情報提供者 本協定に基づき、不動産情報を提供した会員、企業情報等を提供した丙及び会員並びに丙が提供した情報を仲介した甲及び乙

（連携事項等）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、取り組むものとする。

- （1）甲は、丙が求める不動産情報を、乙の協力を得て会員から入手し、丙に提供する。
 - （2）乙は、甲の企業立地施策を、会員に周知する。
 - （3）前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項
- 2 乙は、前項第1号から第3号までに定める事項について、無償で行うものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。この場合において具体的な実施内容については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を通じて知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後にわたり、適切に管理をするとともに、本協定の目的以外に使用し、又は情報提供者の許可なく第三者に提供してはならない。

（責任の範囲）

第5条 本協定に基づいて会員及び丙の間で行う具体的な調整、交渉及び取り交わされる契約その他の行為について、甲及び乙は何ら関与するものではなく、一切の責任を負わないものとする。

（協定の見直し）

第6条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定の期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出のない場合は、本協定は有効期間に関する内容を除き、同一条件で1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第8条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 8年 7月24日

千葉県八街市八街ほ35番地29

甲 八街市

八街市長 北村新司

千葉県佐倉市江原新田628番地2

乙 一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会印旛支部

支部長 三浦和則